

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める所による。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 役員には、定款第21条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 理事及び評議員の支給額は、法人業務(理事会・評議員会・法人監査他)に出席につき、日額金 5,000 円(税引後金額)とする。監事の支給額は、法人業務(理事会・評議員会・法人監査他)に出席につき、日額金 10,000 円(税引後金額)とする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には交通費及び出張に対する旅費(宿泊費含む)を実費支給することができる。

### (報酬等の支給日)

第6条 支給は法人業務(理事会・評議員会・法人監査他)に出席当日に現金を支給し、

出張および研修等に関しては後日精算後支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和 7年6月1日から施行する。